

補助対象経費一覧

	項目	例示	備考
1	新しい生活様式に対応するために必要な改修工事費	換気装置の設置 パーティション設置 自動水栓蛇口の取り付け 自動ドアの設置	感染防止対策とならない内装工事（壁紙張替えや照明設置など）は補助対象外となります。
2	新しい生活様式に対応するために購入する備品や消耗品費	<p> アクリル仕切り板 飛散防止パネル 透明ビニールカーテン サーモカメラ 非接触型検温器 サーキュレーター 空気清浄機 自動消毒液噴霧器 レジのコイントレー </p> <hr/> <p> 衛生用品 （消毒液、マスク、ゴーグル、フェイスシールド） </p>	汎用性が高いもの（パソコン等）は補助対象外となります。
3	新しい生活様式に対応するための新たな事業展開に要する経費（受注開拓及びテレワーク環境の整備に要した費用等）	<p> キャッシュレス決済端末導入に係る費用 セルフレジ導入費用 ECサイト整備費用 ECモールへの出店費用 通信販売を開始するためのホームページ制作費用 ウェブ会議システム導入費用 テレワーク用ソフトウェアの購入費用 新たにテイクアウト・デリバリーを始めるのにかかった経費 </p>	レンタル（リース）料・月額利用料に関しては、補助対象外となります。